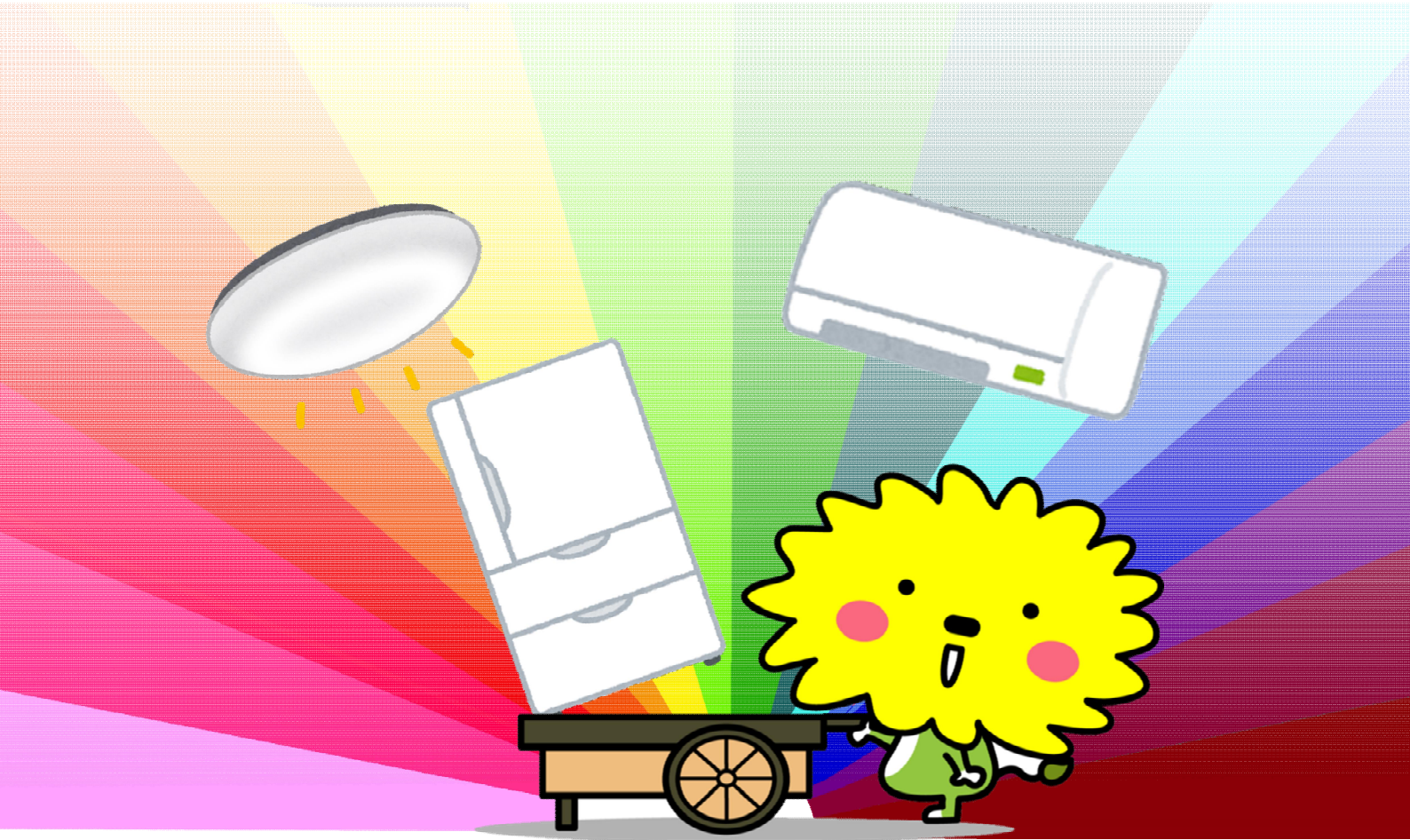




あなん省エネ家電買替えキャンペーン

申請ガイド

令和7年6月 1日

阿 南 市

目 次

ページ

1 補助対象製品	1
2 対象製品を「省エネ型製品情報サイト」で確認する方法	2
3 省エネ基準達成率と目標年度について	3
4 補助金の交付対象者	3
5 補助金の額	4
6 補助対象外経費	4
7 補助金交付申請額の算出方法	5
8 事前の確認事項	6
9 購入から補助金交付までの手続の流れ	7
10 補助金交付申請・請求の方法	8
11 補助金交付申請・請求に必要な提出書類	9
12 提出書類の作成例	10
13 交付決定・交付額確定通知	20
14 不採択となった場合	21
15 問い合わせ先	22

1 補助対象製品

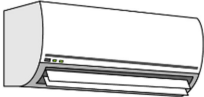
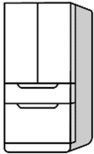
エアコン、電気冷蔵庫、LED照明器具 で、

次の共通の要件の全てに該当し、個別の要件を満たすものです。

■共通の要件

- 令和7年1月28日(火)から令和8年1月31日(土)までの間に補助対象製品を購入し、設置が完了したもの（納品待ち又は設置が未完了の状態では申請できません）
- 現在、ご家庭で使用されているものの撤去を含め、買い替えたもの（新たに設置するものは対象外）
- 阿南市内の販売店又は事業所において購入したもの（インターネットなど通信販売での購入は対象外）
- 新品（未使用品）のもの（使用済みのものは対象外）
- 自ら購入したもの（リース、レンタルは対象外）
- 阿南市内のご自宅で使用するもの（事業用として使用するものは対象外）

■個別の要件

対象製品		要件	省エネ基準
エアコン		省エネ基準達成率 100%以上のもの	目標年度 2027 年度
電気冷蔵庫		省エネ基準達成率 100%以上のもの	目標年度 2021 年度
LED 照明器具		白熱球や蛍光灯から LED照明に買い替える 5千円以上のもので、 住宅の屋内に固定して 使用するもの	LED製品であれば 省エネ性能等は 問いません

2 対象製品を「省エネ型製品情報サイト」で確認する方法

対象製品は、資源エネルギー庁が提供する「省エネ型製品情報サイト」で確認することができます。

URL <https://seihinjyoho.go.jp/>

【エアコンを検索する場合】



確認

1



確認

2

※家電量販店などのオリジナル製品は、上記のサイトを検索しても表示されない場合がありますので、各メーカー等にお問い合わせください。

3 省エネ基準達成率と目標年度について

統一省エネラベル



- 👉 エアコンは、目標年度が「2027年度」で、
 - 👉 電気冷蔵庫は、目標年度が「2021年度」で、
 - 👉 いずれも省エネ基準達成率が100%以上の製品が対象
- ※LED照明器具については、特に問いません。

目標年度の省エネ基準達成率 100%以上である製品の確認方法

販売店等でご確認いただくか、「省エネ型製品情報サイト」(P2 で紹介)で検索してください。

4 補助金の交付対象者

次の要件の全てに該当する方 です。

- 申請日において市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている18歳以上の方
- 同一世帯にこの補助金の交付決定を受けた方又は受ける見込みのある方がいない方
- 市税等を滞納していない方
- 暴力団員でない方又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していない方

5 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費(補助対象製品の本体購入価格(税抜))に補助率(5分の1)をかけて算出した額と、1台当たりの上限額のいずれか低い方の額とします。

なお、申請台数に上限を定めています。

補助金の額は、AとBのいずれか低い方の額

※対象製品を複数購入された場合は、1台ごとに計算して合算した額

A 本体購入価格(税抜)の5分の1の額(千円未満は切捨て)

B 1台当たりの上限額

※本体購入価格(税抜)が5,000円未満の製品の購入費に対する補助金は交付されません。

家電の種類	規格・補助区分		1台当たりの 上限額	申請台数の上限
エアコン	市内本店		50,000円	電気冷蔵庫と エアコンは どちらか 1台に限る
	市外本店		20,000円	
電気冷蔵庫	350ℓ 以上	市内本店	30,000円	
		市外本店	10,000円	
	350ℓ 未満	市内本店	15,000円	
		市外本店	5,000円	
LED照明器具	市内本店		5,000円	LED照明器具 5台まで
	市外本店		2,000円	
【購入店について】				
市内本店とは「市内に本社・本店がある販売店」をいいます。				
市外本店とは「市内に本社・本店がない販売店」をいいます。				

6 補助対象外経費

本体購入価格(税抜価格)以外の経費は、補助対象外

となりますので、全て申請者のご負担となります。例えば、次のような経費です。

- 製品の取付け・撤去工事費
- 消費税及び地方消費税相当額
- 収集・運搬費
- 提出書類の作成及び提出に係る費用
- 既存機器の処分費(家電リサイクル料金)
- 延長保証料

7 補助金交付申請額の算出方法

【購入例】

市内に本社・本店のある販売店等において

値引後20万円(税抜)の電気冷蔵庫(365ℓ)1台、24,500円(税抜)のLED照明器具3台を購入

領収金額 310,310 円 (税込)				領収日 令和7年3月1日
1	電気冷蔵庫 型番〇〇-〇〇〇〇	1台	210,000 円 (税抜)	■ 対象
		値引	-10,000 円	■ 考慮
2	LED照明 型番〇〇-〇〇〇〇	3台	73,500 円 (税抜)	■ 対象
	単価 24,500 円 (税抜)			
3	取付工事費	3点	3,000 円 (税抜)	■ 対象外
4	収集運搬料	1点	1,300 円 (税抜)	■ 対象外
5	リサイクル料 (電気冷蔵庫)	1点	4,300 円 (税抜)	■ 対象外
明細小計			282,100 円 (税抜)	
消費税及び地方消費税			28,210 円	■ 対象外
税込価格計			310,310 円	
支払金額 (合計)			310,310 円 (税込)	
(内訳) ポイント利用			10,000 円	■ 考慮しない
クレジットカード (一括払い)			300,310 円	

【補助金の額の算出方法】 ※本体購入価格(税抜)を基に、対象製品1台ごとに計算します。

㊦電気冷蔵庫 値引後 200,000 円 $\times 1/5 = 40,000$ 円 $\rightarrow$ (上限の方が少ない 30,000 円) ①

㊦LED照明 24,500 円 $\times 1/5 = 4,900$ 円 $\rightarrow$ (千円未満切り捨てにより 4,000 円)

1台当たりの補助金の額 4,000 円 $\times 3$ 台 = 12,000 円 ②

㊦合 計 30,000 円 + 12,000 円 = 42,000 円 (①+②)

【補助金交付申請額】

上記の場合の補助金交付申請額は 42,000 円 となります。

市内に本店のある販売店で350ℓ以上の電気冷蔵庫を購入した場合の補助金の上限額

※国、県その他の団体の補助制度と併用する場合は、補助対象経費の額(上記の例では200,000円(税抜)又は73,500円(税抜))から当該補助制度で受ける補助金の額を控除することとなります。

補助金交付申請額は、「対象製品購入明細書兼補助金交付申請額計算書」(様式第2号)により算出してください。

8 事前の確認事項

申請を検討される 際に、次のことをご確認ください。

- ☐ 補助対象製品の要件(P1)
- ☐ 補助金の交付対象者の要件(P3)
- ☐ 補助金の額(P4)
- ☐ 補助対象外経費(P4)

ご購入又は申請される前 に、次のことをご確認ください。

- ☐ **補助金交付申請・請求の受付期間中であっても、申請額の累計額が予算の額に達した時点で、受付を終了すること。また、その受付終了日に予算額を上回って複数の交付申請を受け付けた場合は、抽選により交付を決定することとしていますので、あらかじめご承知おきください。**
なお、**申請額の累計額(予算残額)は、市ホームページにおいて、随時お知らせ**します。
- ☐ 購入しようとする家電製品が、補助対象の要件(P1)を満たしているかを確認し、**お間違いのないよう**にしてください。
- ☐ 補助金の額は、1,000円未満の端数を切り捨てるため、**本体購入価格(税抜価格)が5,000円未満の製品に対する補助金は交付されません。**特に、LED 照明器具を購入される際は、ご注意ください。
- ☐ 補助金交付申請書に、「対象製品に買い替えたことを証明する書類」を添付していただくこととなっていますが、LED 照明器具に取り替える場合は、そうした書類がありませんので、機器等の**設置前と設置後の写真を撮っておくこと**を忘れないようにしてください。

お支払いの際 に、次のことをご確認ください。

- ☐ キャッシュレス決済(クレジットカード、電子マネー、コード決済等)により一括支払いした場合も領収書は必要です。なお、**クレジットカードで支払った場合は、支払区分が「一括払い」と明記された書類の写しも必要**です。
- ☐ ポイントやクーポン券による支払いでも構いませんので、ご利用ください。
- ☐ 値引(割引)がある場合は、値引後の価格とします。ご不明な場合は、お問い合わせください。
- ☐ **分割払い期間中やボーナス一括払い等で支払いが終了していない場合は申請できません。**
- ☐ エアコン又は電気冷蔵庫を購入される際は、リサイクル料金(補助対象外経費)を支払った上で、特定家庭用機器廃棄物管理票(リサイクル券)を受け取り、その写しを提出してください。
- ☐ 領収書の様式は問いませんが、次の内容が記載されているかを確認してください。

宛名(交付申請者の氏名)、領収金額(税込)、購入した製品名、品番(型番)、本体購入価格(税抜価格)、個数、販売店等の名称及び所在地

- ☐ 5万円以上の領収書等には、収入印紙(消印されたもの)が貼られている必要があります。ただし、申告納付の特例制度の税務署長承認を受けている又はクレジットカードで支払ったことが明記されている場合は不要です。
- ☐ 領収金額に補助対象外経費(対象外の家電製品の購入費や取付工事・運搬費、家電リサイクル料、消費税等の額など)が含まれている場合は、その内訳がわかるようにしていただく必要があります。

9 購入から補助金交付までの手続の流れ

年月	申請者	市
令和7年 1月	①対象製品への買替え・設置 1月28日(火)～令和8年1月31日(土)	28日(火) 広報開始 相談窓口開設 25日(金) 事業開始 
2月	②補助金交付申請・請求 2月10日(月)～令和8年2月10日(火)	10日(月) 受付開始 審査等 
令和8年 1月		③交付決定等の通知 ④口座振込
2月	申請額の累計額が 予算の額に達した 時点で 受付終了 申請額の累計額は 市ホームページで 随時お知らせ	入金確認
3月		3月31日までに事業完了

- ① 対象製品への買替え及び設置は、令和7年1月28日(火)から令和8年1月31日(土)までの間に行ってください。ただし、次の②のことにご留意ください。
 - ② 補助金交付申請・請求は、令和7年2月10日(月)から受付します。受付期間は、令和8年2月10日(火)までとなっていますが、**申請額の累計額が予算の額に達した時点で、受付期間中であっても受付を終了します**。その場合、同日に予算額を上回る複数の交付申請を受け付けた場合は、抽選により交付決定を行います。申請額の累計額は、市ホームページにおいて、随時お知らせします。
 - ③ 市において提出書類を審査し、補助金の交付及び交付額を決定したときは、交付申請者に対して「交付決定兼交付額確定通知書(様式第3号)」により通知します。それ以外の方には、「交付審査結果通知書(様式第4号)」により、不採択の旨を通知します。
 - ④ 補助金は、交付予定日に交付申請者本人の口座に振り込みますので、ご確認ください。
- ※③と④の手続は、随時行います。

10 補助金交付申請・請求の方法

補助金交付申請・請求に必要な書類を作成の上、受付期間内に電子申請、郵送又は持参のいずれかの方法により、「阿南市 環境保全課 脱炭素推進室」まで提出してください。なお、提出に係る費用は、申請者のご負担となります。

また、電子申請は、市ホームページのバナー「電子申請」から徳島県電子自治体共同システムにアクセスし、「手続き一覧」からこの補助金申請を選択して申請してください。

【申請・請求の受付期間】

令和 **7** 年 **2** 月 **10** 日（月）～ 令和 **8** 年 **2** 月 **10** 日（火）まで

※**必着**

【ご注意ください】

受付期間前に提出されたものは受付できませんのでご注意ください。

なお、受付期間は令和8年2月10日(火)までですが、**受付期間中であっても申請額の累計額が予算額に達した時点で受付を終了します**。

その場合、受付終了日に予算額を上回る複数の交付申請を受け付けた場合は、抽選により交付決定を行います。

なお、申請額の累計額(予算残額)は、市ホームページで随時お知らせします。



市ホームページ
はこちらから

【提出先】

阿南市役所 2階

環境保全課 脱炭素推進室

〒774-8501

阿南市富岡町トノ町12番地3

受付時間 平日8:30～17:15

※夜間・土日・祝日の受付は行っていない。

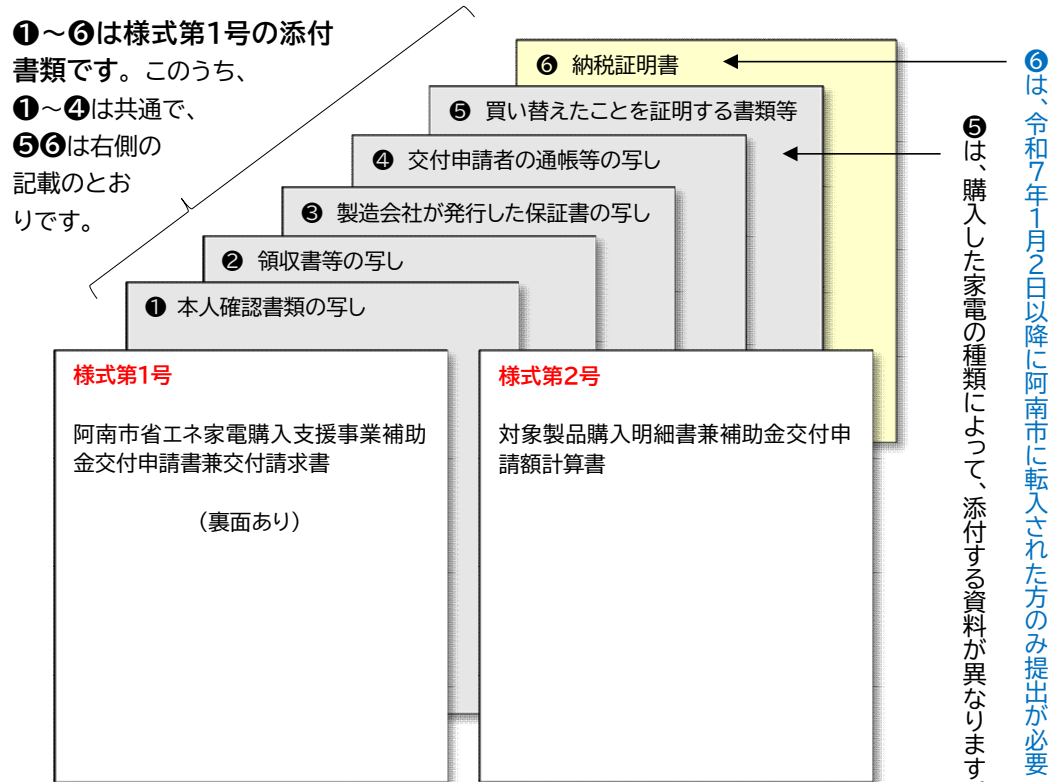
市役所2階 25番窓口



11 補助金交付申請・請求に必要な提出書類

補助金交付金申請・請求時 に提出していただく書類は次のとおりです。

各書類の様式は、市ホームページに掲載しているほか、環境保全課(市役所2階)、各支所・住民センター、椿泊及び伊島連絡所の窓口に設置しています。



提出書類		参照
● 阿南市省エネ家電購入支援事業補助金交付申請書兼交付請求書（様式第1号）		P10・P11
様式第1号に添付する書類	○ 交付申請者の本人確認書類の写し	P13
	○ 補助対象製品に係る領収書等の写し	P14
	○ 補助対象製品の製造会社が発行する保証書の写し	P15
	○ 補助金の振込先口座が確認できる交付申請者の通帳等の写し	P16
	○ 買い替えたことを証明する書類等（リサイクル券又は買替え前後の写真）	P17・P18
	○ 令和7年1月2日以降に阿南市に転入した交付申請者については、令和7年1月1日に居住していた市区町村が発行した納税証明書	P19
● 対象製品購入明細書兼補助金交付申請額計算書（様式第2号）		P12

※様式第1号に添付する書類(納税証明書を除く)の様式も作成していますのでご利用ください。

12 提出書類の作成例

様式第1号（第7条関係）

表面

阿南市省エネ家電購入支援事業補助金交付申請書兼交付請求書

（申請先）阿南市長

この申請書を提出する年月日
を記入してください。

令和7年3月1日

（申請者）住 所 阿南市富岡町トノ町12番地3

氏 名 阿南太郎

生年月日 昭和33年5月1日

電話番号 22-1111

押印は
不要です

対象製品購入明細書兼補助金交付
申請額計算書（様式第2号）で算出
した⑤の額とし、「金〇〇円」と記載
してください。

阿南市省エネ家電購入支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

なお、この補助金交付申請のため、私の市税等の納付状況及び住民基本台帳の記録の状況について、市長が関係部に報告を求めることに同意します。

1 補助金交付申請額	金42,000円		※対象製品購入明細書兼補助金交付申請額計算書（様式第2号）の⑤の額を記載のこと
2 購入した対象製品の種類（○で囲む）	エアコン	電気冷蔵庫	LED照明器具
3 購入した対象製品の 内訳及び設置年月日	対象製品購入明細書兼補助金交付申請額計算書（様式第2号）の通り		
4 対象製品の購入先	販売店等名	富岡デンキ 阿南本店	
	所在地	阿南市富岡町トノ町1番地200	
	電話番号	22-3795	
5 その他の補助制度 の併用（○で囲む）	なし・あり（制度名： ） （補助金額： ）円		
6 添付書類	(1) 交付申請者の本人確認書類の写し (2) 補助対象製品に係る領収書等の写し (3) 対象製品の製造会社が発行する保証書の写し (4) 該当する場合は、対象製品購入明細書兼補助金交付申請書の通帳等 (5) 額計算書（様式第2号）の②の合計額を記載してください。 (6) LED照明器具の申請にあっては、買替え前後の機器の設置状況等 が分かる写真 (7) 令和7年1月2日以降に阿南市に転入された方は、令和7年1月1 日に居住していた市区町村が発行した納税証明書 (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類		

複数の店舗等で購入した場合は、記入欄を分割して、販売店等名称等を記入してください。

内容を確認の上、間違いがなければチェックしてください。

裏面

<補助金申請の確認・誓約事項>

内 容	確認・誓約欄 (☑チェックしてください。)
1 買替えを目的として購入した対象製品は、次の要件を満たしています。 エアコン : 省エネ基準達成率100%以上 (目標年度2027年度) 電気冷蔵庫 : 省エネ基準達成率100%以上 (目標年度2021年度) LED照明機器 : 住宅の屋内に固定して使用するもので、1台当たりの購入価格(税抜)が5,000円以上のもの	☒
2 令和7年1月28日から令和8年1月31日までの間に対象製品を購入し、設置も完了しています。	☒
3 購入した対象製品は、新品で未使用のものであり、中古品やリース、レンタルではありません。	☒
4 購入した対象製品は、阿南市内の自宅で使用するものです。	☒
5 この補助金の交付申請を行うのは、今回が初めてです。	☒
6 同一世帯で申請者以外の者が別にこの補助金を申請していません。	☒
7 申請に必要な関係書類を添付しています。	☒
8 市税等を滞納していません。	☒
9 補助金交付後において、申請内容と異なる使用をしていることが発覚した場合は、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消され、補助金の交付を受けている場合は、返還義務があることを確認しています。	☒

市において、阿南市省エネ家電購入支援事業補助金交付決定及び交付額が確定したときは、次の請求金額を振込先口座に振り込んでください。

請求金額 **金42,000円**

振込先口座

金融機関名	阿南	銀行 金庫 農協	支店名	富岡	本店 支店 出張所							
預金科目	1 普通	2 当座										
口座番号	<table border="1"> <tr> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </table>					0	1	2	3	4	5	6
0	1	2	3	4	5	6						
(フリガナ)	アナン タロウ											
口座名義	阿 南 太 郎											

申請者ご本人様の口座情報を記載してください。

※振込先口座は交付申請者本人の口座名義のものに限ります。

様式第2号(第6条関係)
対象製品購入明細書兼補助金交付申請額計算書（記入例）

※申請可能台数はエアコン及び電気冷蔵庫はいずれか1台、LED照明器具は5台までです。

市内に本店登記を有する法人又は市内に住所及び店舗等を有する個人事業主から購入した場合

(単位:円)

区分	購入 台数	内 訳		省エネ基準 達成率 (%)	購入 年月日	設置完了 年月日	補助金交付申請額の算出				
		製造会社名	機種・型番				①	②	③	④	④と補助限度額の いずれか 低い方の額
エアコン	1	〇〇〇〇社	〇〇〇 〇〇－〇〇〇〇	105	R7.2.1	R7.2.8	260,000	0	260,000	52,000	50,000
		補助限度額：購入店の本店登記が市内→5万円、本店登記が市外→2万円					小計				50,000
電気冷蔵庫 (350ℓ以上)									0	0	0
		補助限度額：購入店の本店登記が市内→3万円、本店登記が市外→1万円					小計				0
電気冷蔵庫 (350ℓ未満)									0	0	0
		補助限度額：購入店の本店登記が市内→1万5千円、本店登記が市外→5千円					小計				0
LED 照明器具 本体購入価格 5,000円以上 の製品	3	〇〇〇〇社	〇〇〇 〇〇－〇〇〇〇		R7.2.1	R7.2.5	5,500	0	5,500	1,000	1,000
		〇〇〇〇社	〇〇〇 〇〇－〇〇〇〇		R7.2.1	R7.2.5	17,500	0	17,500	3,000	3,000
		〇〇〇〇社	〇〇〇 〇〇－〇〇〇〇		R7.2.1	R7.2.5	30,000	0	30,000	6,000	5,000
								0	0	0	
								0	0	0	
		補助限度額(1台あたり)：購入店の本店登記が市内→5千円 本店登記が市外→2千円					小計				9,000
合計	4									⑤	59,000

この⑤額を様式第1号の「1 補助金交付申請額」の欄に記載してください。

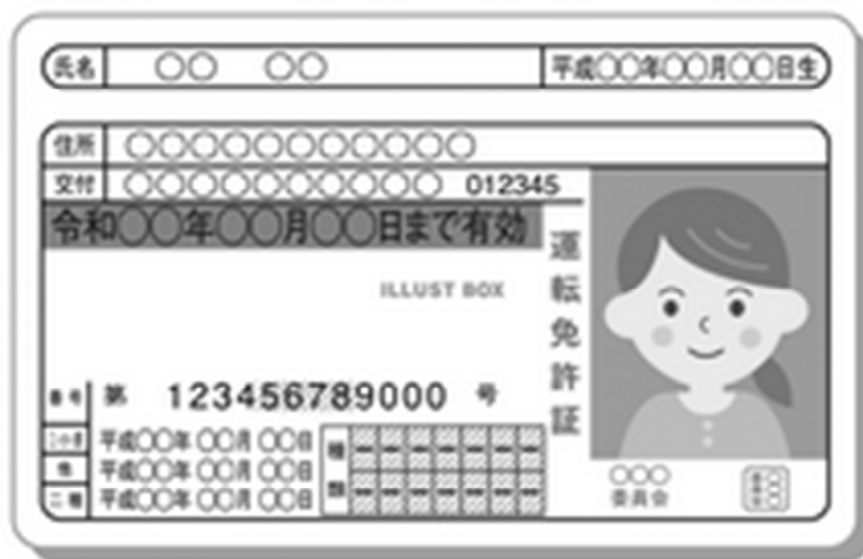


添付① 本人確認書類の写し 添付用紙

次のいずれか1点の写し

- ・マイナンバーカード（表面のみコピーしてください）
- ・運転免許証
- ・旅券
- ・健康保険証
- ・年金手帳

イメージ



コピーは、白黒でかまいません。

添付②

領収書等の写し 添付用紙

イメージ

No. 〇〇

領 収 書

③ 令和7年3月1日

① 阿 南 太 郎 様

② **¥300,850-** (内、消費税及び地方消費税額 27,350 円)

但し、電気冷蔵庫・LED 照明器具の代金として 上記正に領収いたしました。

④ 〇〇会社 〇〇冷蔵庫 〇〇-〇〇 1台 200,000 円(税抜)
 〇〇会社 LED シーリング 〇〇-〇〇 3台 73,500 円(税抜)
 〒774-8501 ⑤ 徳島県阿南市富岡町トノ町 1 番地200

富岡デンキ 阿南本店
 電話 0884-22-3795

収入印紙 (印) 代表者印

領収金額が5万円以上の場合
 (印紙税申告納付承認又はクレジットによる一括払いを除く)

押印は必須ではありませんが、偽造防止
 のためご協力をお願いしています。

領収書の様式は問いませんが、次の内容が記載されているものとします。

- ① 宛名 (申請者本人の氏名)
- ② 領収金額 (税抜額が分かる又は消費税及び地方消費税相当額の記載がある)
- ③ 領収年月日
- ④ 購入した製品名、品番 (型番)、単価、個数
- ⑤ 販売店等の名称及び所在地

※領収金額に補助対象外経費 (対象外の家電製品の購入費や取付工事・運搬費、家電リサイクル料、消費税及び地方消費税の額など) が含まれている場合は、その内訳を明記又は内訳がわかるものを添付してください。

※販売店の所在地の記載について、例えば、「〇〇阿南店」のように、店名等で阿南市内に所在すること分かる場合は、所在地の記載がなくても構いません。

※領収書への押印は必須ではありませんが、偽造防止にご協力をお願いしています。

※5万円以上の領収書等には、収入印紙 (消印されたもの) が貼られている必要があります。ただし、申告納付の特例制度の税務署長承認を受けている場合又はクレジットカードで支払ったことが明記されているものは不要です。

※クレジットカードで支払った場合は、支払区分が「一括払い」と明記されたものの写しも合わせて提出してください。

添付③

製造会社（メーカー）が発行した保証書の写し 添付用紙

対象製品の製造会社名、製品名、品番又は型番のほか、交付申請者の氏名、住所及び購入年月日が記載されたもの

※氏名及び住所を記載する欄がないものは、余白に氏名等を自署してください。
※販売店等の印の有無は問いません。また、販売店から発行される保証書を添付する必要はありません。

イメージ

〇〇冷蔵庫 保証書			
品番	AA-BB0123	保証期間	本体1力年
お買い上げ日		令和 7 年 3 月 1 日	
お客さま	ご芳名 阿 南 太 郎		
	ご住所 阿南市富岡町トノ町 12 番地 3		
	電 話 22-1111		
販売店	所在地・店名 阿南市富岡町トノ町 1 番地 200		
	富岡デンキ 阿南本店 電話 0884-22-3795		

株式会社〇〇〇〇

交付申請者及び販売者の情報が記載されたものを提出してください。

○製造会社（メーカー）が発行した保証書の写し

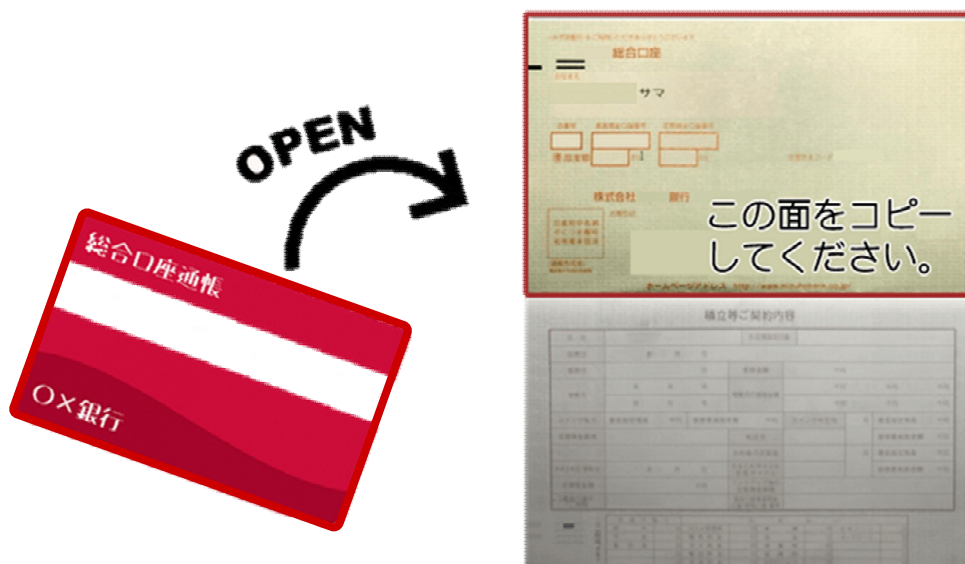
製造会社（メーカー）名、製品名、品番（型番）がわかるもので、購入者の情報（交付申請者の氏名、住所、購入年月日等）が記載されたもの
※氏名を記載する欄がないものは、余白に氏名を自署してください。
※販売店等の印の有無は問いません。また、販売店から発行されるものは不要です。

※LED照明器具で保証書自体を発行していない場合は、購入した商品の品番等が確認できるものの写し（取扱説明書）を添付してください。

添付④ 口座情報が確認できるものの写し

申請者本人の通帳、キャッシュカード等の写しを添付してください。

通帳の表紙をめくり、店舗名、記号、番号の記載があるページをコピーしてください。



コピーは、白黒でかまいません。

エアコン又は電気冷蔵庫を買い替えた方のみ

特定家庭用機器廃棄物管理票の写し

特定家庭用機器廃棄物管理票とは「リサイクル券」のことです。5枚複写のうち4枚目が「排出者控」となっていますので、その写しを添付してください。

イメージ

(実物は大きいため、横にして貼っていただいて構いません)

家電リサイクル券 (特定家庭用機器廃棄物管理票)

④ 排出者控

お名前
阿南 太郎

(電話番号) **0884-22-3795**

お問合せ管理票番号
1121-00000000-0

お問合せ管理票番号

排出者様

品目・料金区分

品目	小	大	備考
エアコン	☐	☐	テレビ・冷蔵庫・洗濯機は大小区分がありま すので、ご増額の上、該当する口に ✓を記入ください。
テレビ	☐	☐	
ブラウン管式 液晶・プラズマ式	☐	☐	
冷蔵庫・冷凍庫	☐	☐	
洗濯機・衣類乾燥機	☐	☐	

※料金区分
 ●ブラウン管式テレビ
 小: 15型以下、大: 16型以上
 ●液晶・プラズマ式テレビ
 小: 10型以下、大: 16型以上
 ●冷蔵庫・冷凍庫
 小: 全定格内容積170リットル以下
 大: 全定格内容積171リットル以上

小売業者様

交付日(引取日) 西暦 2 0 年 月 日

名称 **〇〇電気株式会社**

住所 〒000-0000 〇〇〇〇11112222

〇〇県〇〇市△△町〇〇-〇〇

(電話番号) **00-0000-0000**

消費税込価格 西暦 2 0 年 月 日

製造業者等名

☐ パナソニック (100)	☐ 三菱ライフスタイル (110)	☐ ダイキン工業 (120)	☐ JVCケンウッド (日本ビクター) (130)
☐ 日立グローバル (300)	☐ シャープ (310)	☐ 三菱電機 (320)	☐ 三洋電機 (1011)
☐ ソニー (340)	☐ 富士通ゼネラル (350)	☐ ソニー(アイワ) (360)	☐ 三菱重工冷熱 (370)

()

備考
(内上欄に
番号など)

引取金と引取料の場合記入する欄

引取金
消費税込

引取料
消費税込

消費税

合計

※料金区分

- ブラウン管式テレビ
小: 15型以下、大: 16型以上
- 液晶・プラズマ式テレビ
小: 10型以下、大: 16型以上
- 冷蔵庫・冷凍庫
小: 全定格内容積170リットル以下
大: 全定格内容積171リットル以上

・本券に関するお問い合わせは引取を依頼した小売業者、または下記に連絡ください。
 一般財団法人家電リサイクル協会 家電リサイクル券センター
 ☎0120-319840 FAX. 03-3903-7651
 家電リサイクル券センターホームページ
<https://www.rkc.aeha.or.jp>
 (「消費者の方へ」の中でもお尋ねができます。)

一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター 一般財団法人家電製品協会 2022

○買い替えたことを証明する書類等

・エアコン又は電気冷蔵庫を買い替えた場合

家電リサイクル法の規定により、エアコンや電気冷蔵庫を処分するためにリサイクル料金を支払う必要があり、その際、特定家庭用機器廃棄物管理票（リサイクル券・5枚複写のうち4枚目が「排出者控」）が作成されますので、その写しを提出してください。

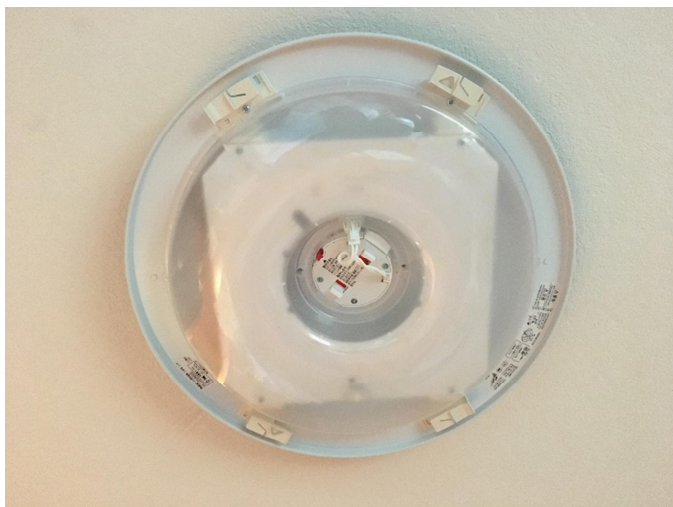
氏名欄は、「**交付申請者の氏名**」としてください。

添付⑤

LED照明器具を買い替えた方のみ

買替え前後の機器の設置状況等が分かる写真

※LED照明器具を複数買い替えられた方は、1台ごと にこの添付用紙を作成してください。

買替え（設置）前	
撮影例	
買替え（設置）後	
撮影例	

照明器具は、カバーを外した状態で撮影してください。

添付⑥

令和7年1月2日以降に阿南市に転入された方のみ

令和7年1月1日現在で居住していた市区町村から
納税証明書の発行を受けて添付してください。

この用紙に貼る必要はありません。

13 交付決定・交付額確定通知

交付申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定及び交付する補助金の額の確定を行い、「阿南市省エネ家電購入支援事業補助金交付決定兼交付額確定通知書」（様式第3号）により、決定内容及びこれに付した条件を、交付決定を受けた交付申請者に通知します。

様式第3号（第9条関係）

阿南市指令第〇号

阿南市富岡町トノ町1番地200
阿南太郎様

阿南市省エネ家電購入緊急支援事業補助金交付決定兼交付額確定通知書

令和7年3月1日付けで申請のあった阿南市省エネ家電購入支援事業補助金の交付については、阿南市省エネ家電購入支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり決定及び確定したので、通知します。

令和7年〇月〇日

阿南市長 岩佐義弘 印

記

1 交付決定額 金42,000円

2 交付確定額 金42,000円

3 交付予定日 令和7年〇月〇日

※通帳には「アナンカイケイカンリョウ」と記載されます。

4 交付の条件

- (1) 補助金の交付の対象となった省エネ家電については、その設置の日から6年を経過するまでの間、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (2) 市長の承認を受けて取得した省エネ家電を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (3) 取得した省エネ家電については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な管理を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の交付の条件に違反した場合において、補助金の交付決定を取り消され、既に交付した補助金の返還を命じられたときは、速やかにその返還に応じること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、阿南市省エネ家電購入支援事業補助金交付要綱及び阿南市補助金等交付規則の規定を順守すること。

14 不採択となった場合

審査の結果、不採択となった場合は、交付申請者に対して「交付審査結果通知書」（様式第4号）により、その旨を通知します。

様式第4号（第9条関係）

阿南〇第〇号
令和7年〇月〇日

阿 南 太 郎 様

阿南市長 岩 佐 義 弘

印

交付審査結果通知書

令和7年3月1日付けで申請のあった阿南市省エネ家電購入支援事業補助金について、審査の結果、以下の理由により不採択となりましたので、阿南市省エネ家電購入支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

理 由	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
-----	------------

15 問い合わせ先

脱炭素推進室 は、阿南市役所2階の環境保全課内にあります。

市役所フロア図



阿南市 環境保全課 脱炭素推進室

〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12番地3 阿南市役所2階 環境保全課内

☎ 0884-22-3795 e-mail kankyou@anan.i-tokushima.jp

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 ※夜間・土日・祝日は、窓口業務を行っておりません。

市ホームページ(省エネ家電買替えキャンペーン)

URL <https://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2025012300045/>

